

「平成21年度医療施設等 設備整備費補助金」に係る 実施要領を関係者に通知

支払基金は、11月25日付けで厚生労働省から「平成21年度医療施設等設備整備費助成事業」に係る認可申請が承認されたことを受け、本日、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、並びに支払基金各都道府県幹事長あてに、補助金の助成に係る実施要領を通知しましたのでお知らせします。

1 助成の目的

保険医療機関及び保険薬局が電子レセプトを作成するために準備する設備整備（レセプトコンピュータ等の購入、ソフトウェア等の導入）に係る費用の負担に対して、支払基金が助成を行うことにより、電子レセプトの推進を図ることを目的とする。

2 助成対象と基準額

（レセプト電算処理システム未対応保険医療機関等）

対象経費 対象保険医療機関等	レセプトコンピュータの購入	ソフトウェアの導入
	<ul style="list-style-type: none"> ・レセコン購入費用 ・初期設定費用 ・送信用パソコン購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア等導入費用 ・初期設定費用 ・送信用パソコン購入費用
病院	（基準額 250万）	（基準額 50万）
医科診療所	（基準額 50万）	（基準額 40万）
歯科診療所	（基準額 50万）	（基準額 40万）
薬局	（基準額 50万）	

（レセプト電算処理システム対応済の保険医療機関等）

既にレセプトの電子化に対応している医科診療所・保険薬局に対するレセプトコンピュータの買い換え費用の助成（基準額 50万）

3 助成額

上記の基準額、又は購入額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い方の額（千円未満切捨て）を助成。（ただし、助成予定額の196億円に達し次第、助成は終了となること）

4 申請について

レセプト電算処理システム未対応の保険医療機関等については、12月中旬、支払基金より、個別助成案内及び申請書等の一式を送付することとしていること。

また、既にレセプト電算処理システムに対応している医科診療所、保険薬局がレセプトコンピュータを買い換える場合の助成については、支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）に申請書等を登載（12月上旬登載予定）することとしているので、ダウンロードにより対応することとしていること。

（実施要領）

○ 「平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」

— 支払基金概要 —

支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）であって、医療機関から請求された医療費の「適正な審査」と「迅速適正な支払」を二大使命として業務を実施しています。また、診療報酬の審査支払の他に、高齢者医療制度、退職者医療及び介護保険関係の業務も取り扱っています。

<本件に関するお問い合わせ>

社会保険診療報酬支払基金 総合企画部広報課E-mail:honbu@ssk.or.jp
TEL03-3591-7441 内線(818・819)FAX: 03-3591-6708 <http://www.ssk.or.jp/>

平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領

第1 目的

医療施設等設備整備費助成金（以下「助成金」という。）は、保険医療機関及び保険薬局（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令上、義務化期限が到来していないこと等により、レセプト提出の形式がオンラインによる方法に限定されない保険医療機関及び保険薬局を含む。）において電子レセプトを作成するために準備する設備整備に係る費用の負担に対して、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が助成を行うことにより、電子レセプトの推進を図ることを目的とする。

第2 助成対象事業

- 1 レセプト電算処理システム（以下「レセ電」という。）が未対応である保険医療機関及び保険薬局において、電子レセプトを作成するためのレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入、レセ電が対応済である医科診療所及び保険薬局のレセコンの買換え（増設等買換え以外は認められない。）に係る事業（以下「レセコン購入助成事業」という。）
- 2 保険医療機関において、電子レセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入又は既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更若しくは傷病名コード整理等の諸設定（以下「ソフトウェア導入等」という。）に係る事業（以下「ソフトウェア導入等助成事業」という。）

第3 助成額の算定方法（事業に係る助成単価の上限額及び助成割合）

この助成金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1、2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める実支出額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別表1) レセコン購入助成事業

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病 院	2,500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
医科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
調剤薬局	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

(別表2) ソフトウェア導入等助成事業

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病 院	500千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
医科診療所	400千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	400千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

第4 交付の条件

この助成金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに基金の理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況について基金の理事長の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、基金の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 基金の承認を受けて(5)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 基金は、国から概算払いによりレセコン購入助成事業及びソフトウェア導入等助成事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関及び保険薬局から請求がある都度、申請書の審査を行い、遅滞なく保険医療機関及び保険薬局に交付しなければならない。
- (10) (1) から (8) までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を基金に返納させることがある。

第5 申請手続

- 1 レセ電未対応の保険医療機関及び保険薬局は、レセコン購入に係る助成申請又はソフトウェア導入等に係る助成申請（保険薬局を除く。）の場合は、別紙様式第1-1による申請書を平成22年3月31日までに基金に提出して行うものとする。
- 2 レセ電対応済み医科診療所及び保険薬局は、レセコン買換えに係る助成申請の場合は、別紙様式第1-2による申請書を平成22年3月31日までに基金に提出して行うものとする。

第6 交付の決定及び通知

- 1 基金は、レセコン購入又は買換えに係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに別紙様式第2-1により助成金の交付の決定を通知するものとする。
- 2 基金は、ソフトウェア導入等に係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに別紙様式第2-2により助成金の交付の決定を通知するものとする。

第7 申請の取下げ

- 1 この助成金の申請の取下げは、次により行うものとする。
 - (1) レセコン購入又は買換えの助成金の交付の申請をした保険医療機関及び保険薬局は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、

当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-1により申請の取下げができるものとする。

(2) ソフトウェア導入等の助成金の交付の申請をした保険医療機関は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-2により申請の取下げができるものとする。

2 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。

第8 決定の取消し

1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金を他の目的に使用し、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反したとき、又は基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 基金は、保険医療機関及び保険薬局が基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められるとき、又はその他の事情により所要の措置を講ずる必要があると認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第9 助成金の返還

基金は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第10 延滞金

1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金の返還の命令を受け、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5.0%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

2 前1の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前1により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関及び保険薬局の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。